

## O 5 0 I P 電話対応機器の取扱いに関する規約【現改比較表】 2023年6月1日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 (責任の範囲)</p> <p>当社は、本機器の利用および故障に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p> <p>2 当社は、第1種ドットフォンの設定に必要な情報の全部または一部を予め本機器に登録し提供する場合がありますが、設定された情報に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。</p> <p>3 <u>本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</u></p> <p>第11条～第14条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条 (責任の範囲)</p> <p>当社は、本機器の利用および故障に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。<u>但し、本サービスに関する当社と契約者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項は適用されません。</u></p> <p>2 当社は、第1種ドットフォンの設定に必要な情報の全部または一部を予め本機器に登録し提供する場合がありますが、設定された情報に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。</p> <p>3 <u>第1項但し書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為により契約者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については責任を負わないものとします。</u></p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則（令和5年5月24日 レパN第009600000488-01号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。</u></p>
--	--